

畜産環境整備と生研センター



(独)農業・食品産業技術総合研究機構
副理事長 海野 洋

「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構とは耳慣れないな」とお思いの方もいらっしゃると思います。それもその筈、この四月にスタートしたばかりです。しかし、生研センター(旧生研機構)と例えば、お判りになる方も多いかと思います。

昭和61年に発足した「生研機構」は、平成15年10月に(独)農業技術研究機構(当時)と統合の上独立行政法人化し、更に今般、(独)農工研、(独)食品総研などと統合の運びになりました。

この間一貫して、生研センターは農業機械化研究の推進と民間等の研究支援の役割を担ってきましたが、今回の法律改正に際して、この「民間研究促進業務」について、その方法に関する見直しが行われました。その背景などを、少しご紹介させていただきます。

昭和61年以来、民間で行われる研究開発に対する支援としては、新たに設立する研究開発会社に対しての出資や、民間企業への融資を通じて、行ってきました。その実績は、出資46件、融資152件に上ります。

しかしながら、近年の状況を見ますと、

経済情勢等を反映して、民間企業が研究開発のための新会社設立や借入れに対して慎重な傾向にあること、

また、基礎研究の推進は、生研センターが行う基礎的研究業務をはじめとする競争的資金等により充実が図られ、今後は、その成果を一刻も早く実用化に結びつけていくことが重要であること、

一方で、実用化段階の研究開発は事業化できるかどうかの見極めが困難で資金調達が容易でないという、いわゆる「死の谷」問題が存在することといった問題があります。

そこで、民間企業においては「実用化・事業化段階の支援」のニーズが高く、ここへ支援を集中することが、より効果的・効率的であるとして、

支援の対象を従来の「基礎～応用研究段階」から「実用化研究・事業化段階」にシフトさせ、

これまでの出融資という形での支援を「提案公募による委託方式」に転換し、

売上げ発生時には一定割合を納付していただくことを前提として、特許等の研究成果を委託先に帰属させる「日本版バイドール条項」を適用する、とする新スキームに転換することとなりました。

(詳しくは、本誌29ページをご参照下さい)

畜産環境問題は、今後の我が国畜産振興の鍵を握る重要課題です。生研センターでは、従来から「農業機械化促進業務」の中で、家畜排せつ物に係る環境汚染防止と再資源化のための機械・装置の開発を手がけており、今後もその充実に努めて参ります。

また、ご紹介したように新しい方式の「民間研究促進業務」を準備致しました。ウィングを広げた我が研究機構の各研究部門との連携先のご紹介などについても、できる限りお手伝いいたします。

(財)畜産環境整備機構のメンバーの皆様、本誌をご覧の民間企業の皆様方には、「生研センター」を積極的にご活用いただければ幸いに存じます。